

# 経 済 産 業 省

20160719資第8号

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第16条第2項の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準を次のように制定する。

平成28年7月29日

経済産業大臣 林 幹雄

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第16条第2項の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第16条第2項の規定による経済産業大臣の登録に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

改正法附則第16条第2項の規定によるガス小売事業の登録に係る審査基準については、同項の規定によりその規定の例によることとされた改正法第5条の規定による改正後のガス事業法（昭和29年法律第51号）第6条第1項各号に登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

- (1) 当面見込まれる小売供給の相手方のガスの需要の最大値（以下「最大ガス需要」という。）を適切に見込んでいないことその他の理由により、最大ガス需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者
- (2) ガス小売事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがないと認められること、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制が整備される見込みがない

と認められること、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等のあるものであること、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の理由により、ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

#### 附 則

この訓令は、平成28年7月29日から施行する。